

結城市公共下水道事業経営戦略

令和6年2月

結城市

目次

1	はじめに	1
	(1) 経営戦略策定について	1
	(2) 計画期間	1
2	下水道事業の現状と課題	2
	(1) 公共下水道事業の概要	2
	(2) 使用料	3
	(3) 組織	4
	(4) 民間活力の活用等	6
	(5) 経営比較分析表を活用した現状分析	7
	① 経営比較分析表について	7
	② 経営の健全性・効率性について	13
	③ 全体総括	13
3	将来の事業環境	14
	(1) 行政区域内人口の予測	14
	(2) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測	14
	(3) 有収水量の予測	15
	(4) 使用料収入の見通し	16
	(5) 施設の見通し	16
	(6) 組織の見通し	16
4	経営の基本方針	17
5	投資・財政計画（収支計画）	18
	(1) 投資計画	18
	① 投資の目標	18
	② 投資計画	18
	(2) 財政計画	19
	① 投資計画及び財政目標達成に必要な財源の確保	19
	② 目標設定	19
	③ 財源の試算方法	20

④ その他の試算条件	21
(3) 投資・財政計画（収支計画）	22
① 収益的収支	22
② 資本的収支	23
③ 経営の健全性・効率性	25
(4) 投資・財政計画の総括	27
6 経営健全化に向けた今後の取組み	30
(1) 投資についての検討・取組み	31
(2) 財源についての検討・取組み	31
(3) 投資以外の経費についての検討・取組み	32
7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	34
(1) 経営戦略の進捗管理	34
(2) 経営戦略の見直し	34

1 はじめに

(1) 経営戦略策定について

公共下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増すことが予想されます。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26（2014）年 8 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定推進について」（平成 28（2016）年 1 月 26 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）及び「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成 31（2019）年 3 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定に取り組むことが求められました。

さらに、「経営戦略」の改定推進について」（令和 4（2022）年 1 月 25 日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）では、質を向上させるための取り組みとして、人口減少や物価上昇等を反映した経営戦略の見直しを令和 7（2025）年までに実施することが要請されています。

結城市（以下「本市」という。）におきましては、令和元年度に「結城市公共下水道経営戦略」を策定し、前回策定から 4 年を経過したこと及び令和 2 年度より地方公営企業法適用会計に移行したことを受け、経営戦略の見直しを図るための改定を行うものです。

(2) 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。また、中長期的な視点から令和 6（2024）年度から令和 35（2053）年度の 30 年間で試算期間とし、複数の検討パターンによる可能な限り長期間の将来試算を行います。

●計画期間：令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度 10 年間

●試算期間：令和 6（2024）年度から令和 35（2053）年度 30 年間

2 下水道事業の現状と課題

(1) 公共下水道事業の概要

本市の公共下水道事業は、昭和 46（1971）年度から事業に着手し、昭和 53（1978）年 11 月の供用開始以来、污水管及び雨水管等の整備を行い、その延長は令和 4 年度末で污水管が約 190km、雨水管が 11km、污水と雨水を足した下水道管敷設延長は約 201km となっています。

表 2-1 事業の現況 (令和 5 年 3 月末時点)

区 分	公共下水道事業
供 用 開 始 年 度	昭和 53 年 11 月
法適（全部・財務）・非適の区分	法適（令和 2 年 4 月全部適用）
行 政 区 域 内 人 口	50,177 人
現 在 処 理 区 域 内 人 口	29,469 人
現 在 処 理 区 域 面 積	838ha
処 理 区 域 内 人 口 密 度 (現在処理区域内人口/現在処理区域面積)	35.2 人/ha
普 及 率 (現在処理区域内人口/行政区域内人口)	58.73%
流域下水道等への接続の有無	接続無し
処 理 区 数	1 処理区（結城処理区）
処 理 場 数	1 箇所（結城市下水浄化センター）
広域化・共同化・最適化実施状況	農業集落排水事業との共同化を検討

(2) 使用料

本市における公共下水道の使用料金体系は、基本料金と超過料金で構成されております。基本料金については、使用量が 10 m³までは一定金額とし、11 m³からの超過料金については、使用量が多くなるほど 1 m³当たりの料金が高くなる累進料金方式を採用しております。この方式は小口使用への配慮を目的としており、多くの公共下水道事業が採用しております。

使用者が排除した汚水の量の算定は、水道水を使用した場合は、水道の使用水量となります。水道水以外の水を使用している場合は、使用者の世帯人員又は計量装置により、汚水量を加算します。

表 2-2 現行の使用料金表（消費税別【税率 10%】）

区分	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）				
		11 m ³ から 20 m ³ まで	21 m ³ から 30 m ³ まで	31 m ³ を超え 50 m ³ まで	51 m ³ を超え 100 m ³ まで	100 m ³ を超え
汚水量	10 m ³ まで					
金額	1,500 円	160 円	170 円	180 円	190 円	200 円

※浴場汚水の場合は、基本料金 10 m³まで 1,500 円、11 m³を超え 60 円

※井戸水の世帯人員については、併用の場合は、4 人まで 3 m³/人、5 人から 2 m³/人を汚水量に加算、井戸水のみの場合は、4 人まで 8 m³/人、5 人から 4 m³/人を汚水量とする

「条例上の使用料」と「実質的な使用料」を比較するため、20 m³あたりのそれぞれの使用料を以下に示しております。条例上の使用料は、実際に下水道使用料として賦課している 20 m³あたりの金額であり、実質的な使用料とは、1 年間の料金収入の総額を年間有収水量の総量で除し、20 m³を乗じて算定した金額であります。

表 2-3 条例上の使用料及び実質的な使用料（消費税別）

年度	20 m ³ あたり使用料	
	条例上	実質的
令和 2 年度	3,100 円	3,483 円
令和 3 年度	3,100 円	3,501 円
令和 4 年度	3,100 円	3,512 円

(3) 組織

本市の下水道事業は、昭和 53 年度より運営が開始され、令和 5 年度現在は、都市建設部下水道課計画係、工務係の体制となっております。

図 2-4 組織体制

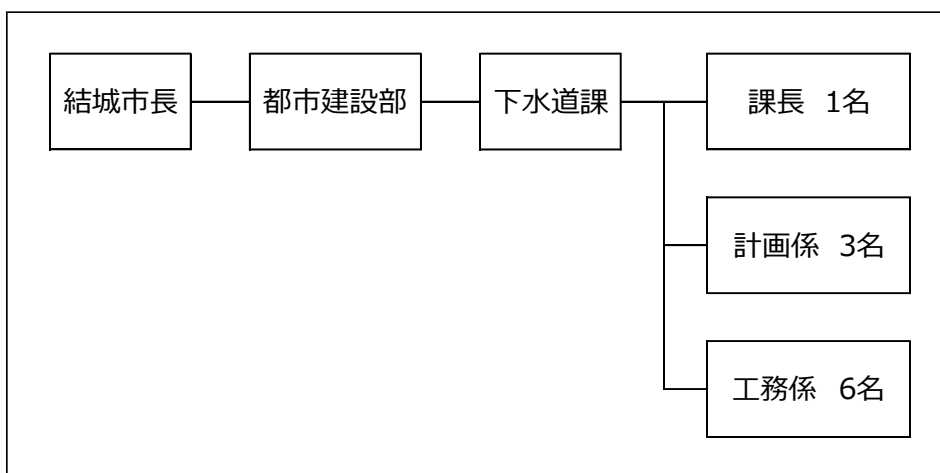


図 2-5 事務の分担

係名	事務分担
計画係	1. 下水道事業の総合計画及び運営に関する事。 2. 用地の取得、管理及び補償に関する事。 3. 下水道事業審議会及び浄化センター環境保全委員会等に関する事。 4. 補助、起債その他下水道事業に関する事。 5. 庶務及び予算経理に関する事。 6. 受益者負担金の賦課、調定及び徴収に関する事。 7. 受益者負担金の滞納処分及び欠損処分に関する事。 8. 受益者負担金の徴収猶予に関する事。 9. 下水道使用水量及び使用料の認定に関する事。 10. 下水道使用料の調定、徴収及び滞納処分に関する事。 11. 下水道普及促進対策に関する事。 12. 下水道使用量及び使用料の認定に関する事。
工務係	1. 公共下水道汚水管渠工事並びにポンプ場の設計施工及び監督に関する事。 2. 公共下水道雨水幹線の設計施工及び監督に関する事。 3. 都市下水路の設計施工及び監督に関する事。

<ol style="list-style-type: none">4.公共下水道污水管渠（ポンプ場を含む）及び雨水管渠の維持管理に関すること。5.都市下水路の維持管理に関すること。6.下水道台帳の整備に関すること。7.その他下水道施設の工事及び管理に関すること。8.下水浄化センターの建築物及び施設の維持管理に関すること。9.下水浄化センター運転管理業務委託に関すること。10.水質試験に関すること。11.各種薬品及び危険物の保安全管理に関すること。12.汚泥の処理及び処分に関すること。13.コンポストセンター施設の維持管理に関すること。14.除害施設の設置及び管理指導に関すること。15.工場排水の水質検査に関すること。16.きぬ川ふれあい広場の維持管理及び修景用水の水質に関すること。17.下水道指定工事店の指定及び指導監督に関すること。18.排水設備の計画確認及び検査に関すること。19.下水浄化センター建設工事の設計施工及び監督に関すること。20.その他下水浄化センター及び排水設備に関すること。
--

(4) 民間活力の活用等

これまで本市では、民間活用等による経営健全化の一環として、以下の取組を行ってまいりました。

表 2-6 民間活力の状況

項 目	実施内容
ア. 民間委託 (包括民間委託を含む)	下水浄化センター（ポンプ場含む）とコンポストセンターについて複数年契約（3年間）の包括的民間委託を実施
イ. 指定管理者制度	該当なし
ウ. PPP・PFI	該当なし

表 2-7 資産活用の状況

項 目	実施内容
ア. エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	コンポストセンターにおいて、下水排水の汚泥を肥料化し、希望者に土壌改良剤の無償配布を実施※
イ. 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

※下水汚泥肥料とは

下水汚泥は、下水処理の過程で取り除かれた、有機物（窒素、リンが多く含まれます。）からなり、成分的に肥料原料としての価値が高く、地域にとって自給できる貴重な資源となります。下水汚泥を原料として利用することで、植物の育成に有効な下水汚泥肥料を製造することができます。

(5) 経営比較分析表を活用した現状分析

① 経営比較分析表について

当該分析は、公営企業における経営及び施設の状況を表す経営指標をとりまとめたものであり、当該事業体の経年比較や複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

また、類似団体と比較することによって、現在の経営水準が把握できるとともに、自らの財政状況等に関する説明資料としても活用することができます。総務省の「公共下水道事業」の区分は、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数別に分類されており類型区分 Cc1 に分類されます。

令和3年度「経営比較分析表」類似団体区分

処理区域内人口	処理区域内人口密度	供用開始後年数	類型区分	団体数
政令都市			政令都市	21
10万人以上	100人/ha以上		Aa	32
	75人/ha以上		Ab	31
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49
		30年未満	Ac2	2
50人/ha未満		Ad	56	
3万人以上	100人/ha以上		Ba	7
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	13
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	155
30年未満		Bd2	26	
3万人未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	23
		15年以上	Cb2	23
		15年未満	Cb3	9
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	138
		15年以上	Cc2	170
		15年未満	Cc3	20
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	100
		15年以上	Cd2	194
15年未満		Cd3	12	

経営指標

【経営の健全性・効率性】

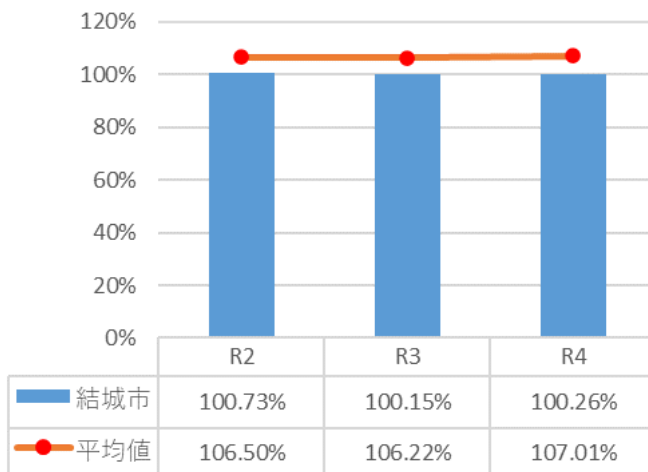
- ① 経常収支比率 (%)
- ② 累積欠損金比率 (%)
- ③ 流動比率 (%)
- ④ 企業債残高対事業規模比率 (%)
- ⑤ 経費回収率 (%)
- ⑥ 汚水処理原価 (円)
- ⑦ 施設利用率 (%)
- ⑧ 水洗化率 (%)

総務省が公表する経営比較分析表の各経営指標について、本事業体における令和 2 年度から令和 4 年度までの決算状況から各指標を整理しました。なお、令和元年度までは法非適用であり、令和 2 年度から法適用であることから、令和 2 年度からの経営指標となります。

表 2-8 経常収支比率

① 経常収支比率 (%) (望ましい向き「↑」)	$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
-----------------------------	---

当該指標は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益により、維持管理費や支払利息等の費用がどの程度賄えているかを表します。単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが望ましい指標です。

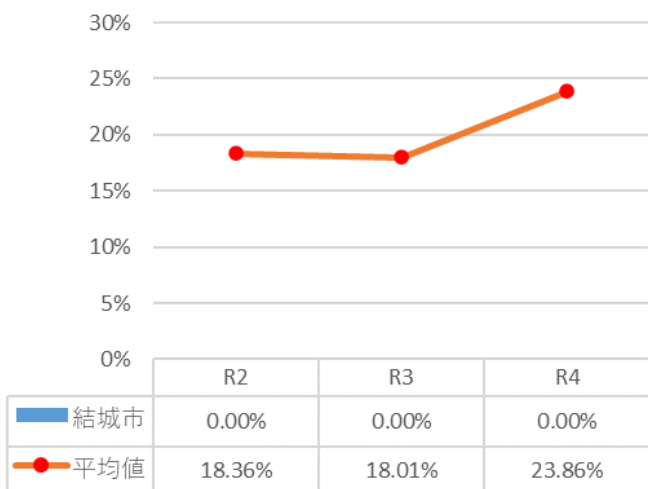


収支が黒字であることを示す 100%を上回っています。営業収益の下水道使用料は減少傾向にありますが、一般会計からの繰入金（不明水の処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費）による収益の増加によります。

表 2-9 累積欠損金比率

② 累積欠損金比率 (%) (望ましい向き「↓」)	$\text{累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
------------------------------	---

当該指標は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、利益で補填できず累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。累積欠損金が発生していない 0%が求められます。



累積決算金は発生しておらず、経営は健全であると言えます。しかし、一般会計からの繰入金（不明水の処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費）の増加には留意する必要があります。

表 2-10 流動比率

③流動比率 (%) (望ましい向き「↑」)	$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
--------------------------	---

当該指標は、短期的（1年以内に支払うべき）な債務に対して、支払うことのできる現金等を保有しているかの状況を表し、支払い能力を示す指標です。この比率が100%を下回っていると支出超過で支払い返済能力が低下していることを示し、経営の効率化を図る必要があります。

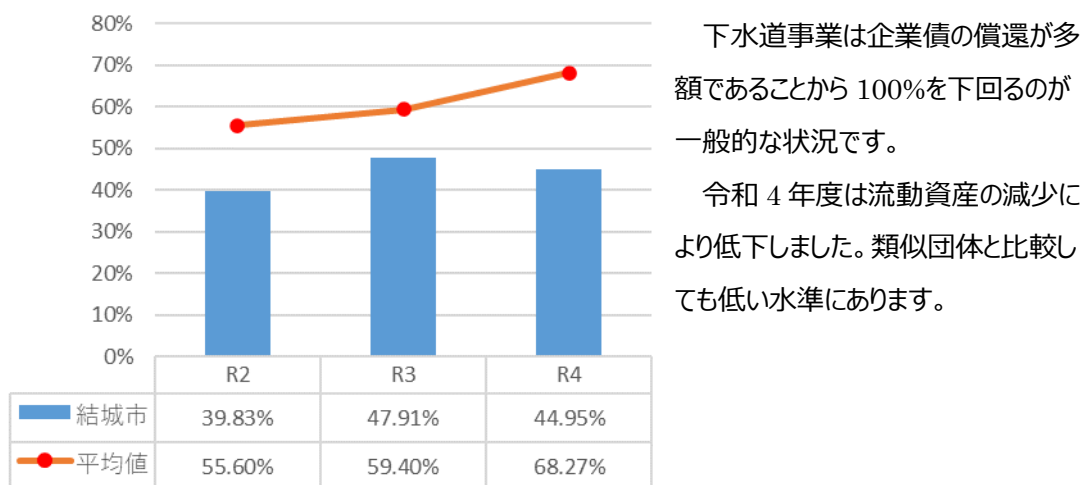


表 2-11 企業債残高対事業規模比率

④企業債残高対事業規模比率 (%)	$\text{企業債残高対事業規模収益比率 (\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計 (地方債現在高合計)} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
-------------------	--

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、適切な数値となっているか対外的に説明することが求められます。

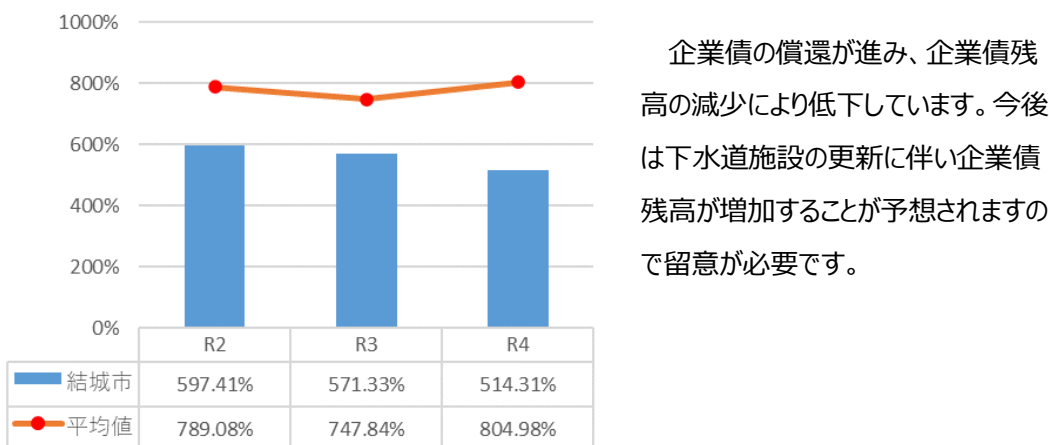
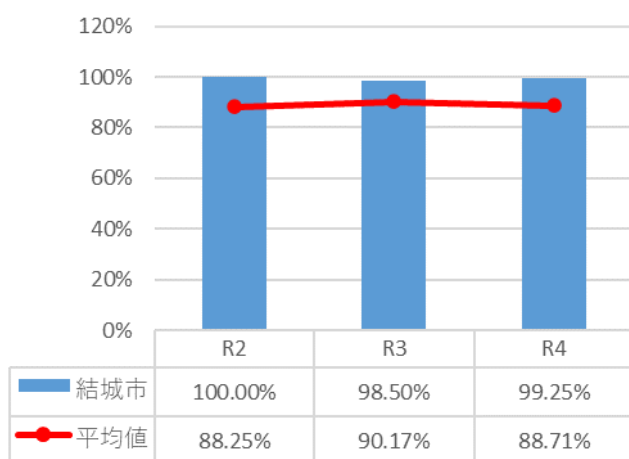


表 2-12 経費回収率

⑤経費回収率 (%) (望ましい向き「↑」)	$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$
---------------------------	--

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表します。100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています。

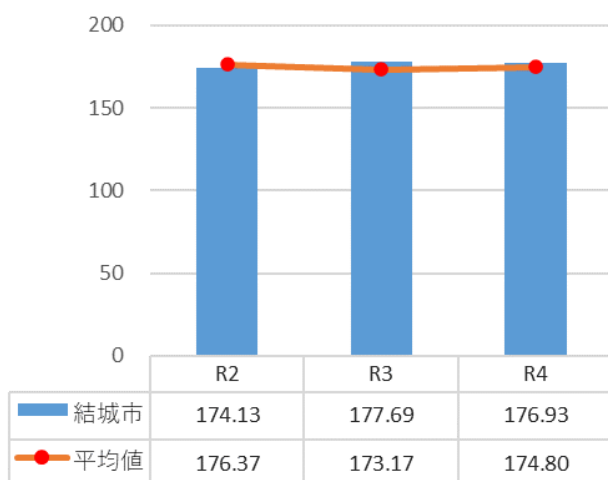


使用料収入以外の収入により賄われているため 100%を下回っていますが、概ね健全であると言えます。使用料以外では、国庫補助金により賄われています。

表 2-13 污水处理原価

⑥污水处理原価 (円) (望ましい向き「↓」)	$\text{污水处理原価 (円)} = \frac{\text{污水处理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$
----------------------------	---

有収水量 1 m³あたりの污水处理に、どれだけの費用がかかっているかを表します。有収水量に対し処理能力が適切であるほど低い値となり、良好な状況と言えます。値が高い場合は、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です。

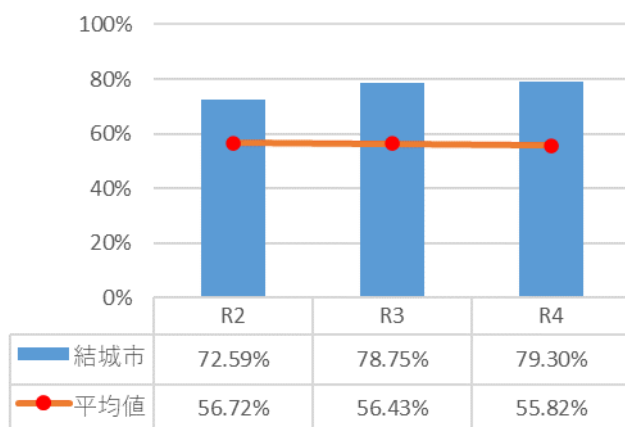


污水处理原価の推移は、ほぼ横這いであり、類似団体平均値と比較すると、やや高めの数値となっています。維持管理費の削減や有収水量の向上に努める必要があります。

表 2-14 施設利用率

⑦施設利用率 (%) (望ましい向き「↑」)	施設利用率 (%) = $\frac{\text{晴天一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
---------------------------	---

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設利用状況や適正規模を判断する指標となります。明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。

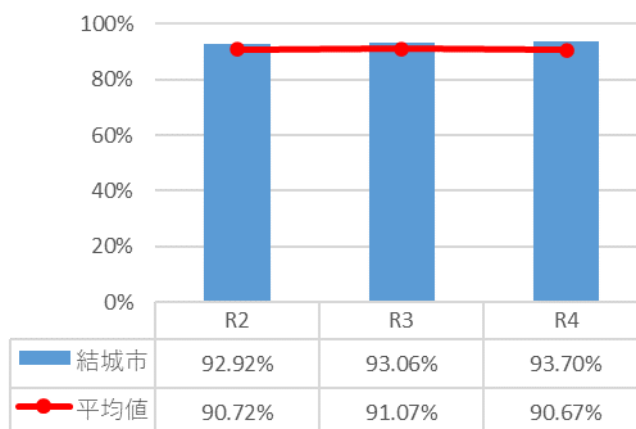


施設利用率は類似団体平均値を上回っており、適切な規模であり、効率的な利用が行われています。

表 2-15 水洗化率

⑧水洗化率 (%) (望ましい向き「↑」)	水洗化率 (%) = $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
--------------------------	---

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の適正化を図るため、水洗化率向上の取組が必要となります。

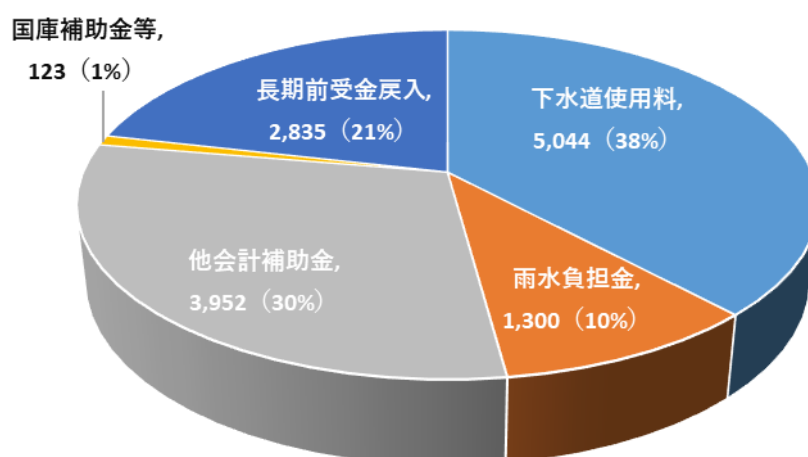


水洗化率は、類似団体平均値を上回っており概ね良好です。引き続き普及促進活動を行い、水洗化率の向上に努めます。

② 経営の健全性・効率性について

経営指標において、「経常収支比率」は100%を超えておりますが、計画期間の収益の3割を一般会計からの繰入金が占めています。その依存度は高く、より安定した経営のために財源の確保が求められています。水質保全の観点、財源の確保のためにも普及率の向上や他会計補助金の縮減のための不明水対策等が重要な課題となっています。

図 2-1 計画期間内の経常収益の内訳



③ 全体総括

本市の公共下水道事業の経営状況は、概ね健全であります。今後は、維持管理・更新コストの増大や人口減少に伴う有収水量の減少など、厳しい条件が増えると予想されます。

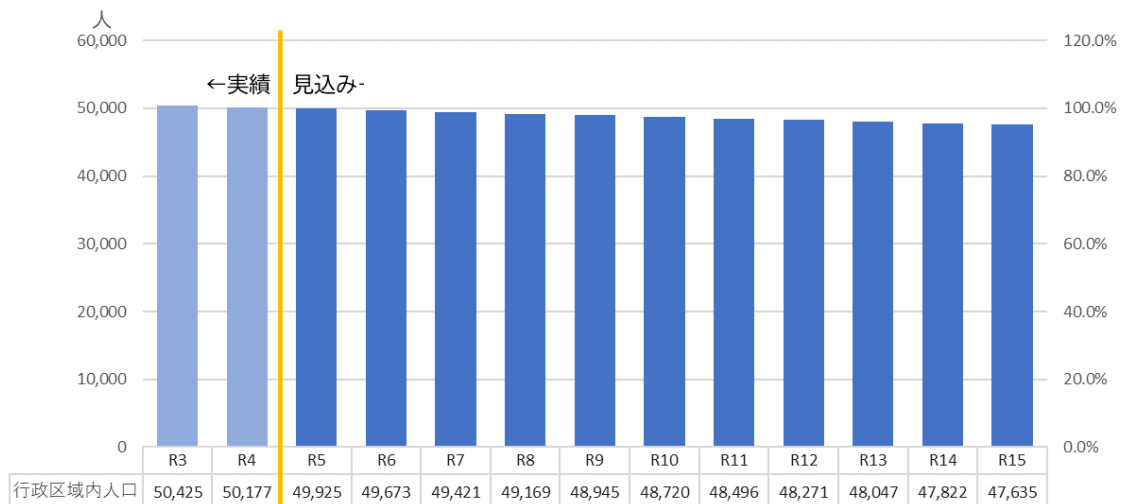
公共下水道事業の経営健全化を図っていくためには、経営戦略やストックマネジメント計画に基づいた施設管理・効率的な施設更新、投資の平準化を進めつつ、経営状況や資産状況を正確に把握し、下水道使用料の適正化や経費削減等の取り組みを検討していく必要があります。

3 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口の予測

行政区域内人口の推計は、茨城県の「生活排水ベストプラン」令和5年3月（第4回改定）の将来人口の推計を用いて予測しました。

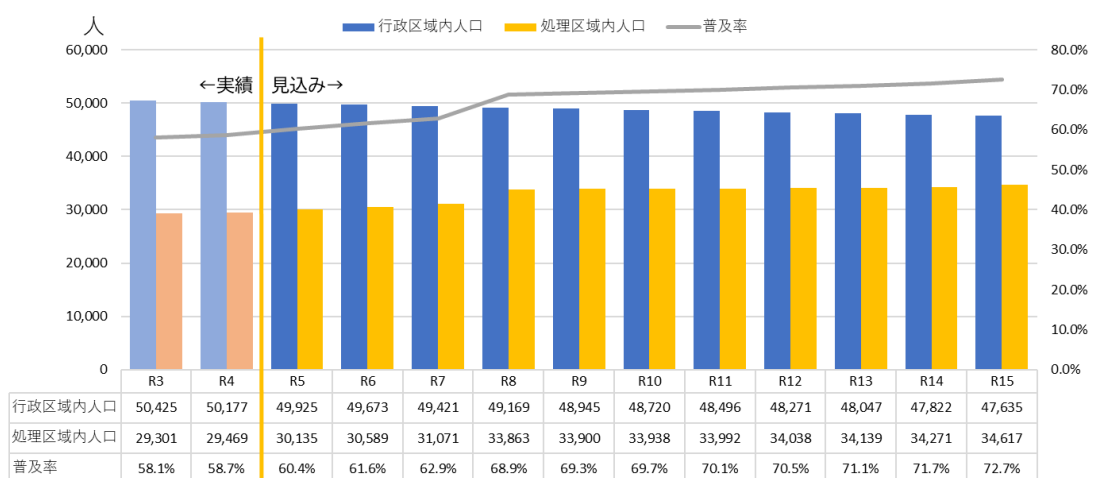
図 3-1 行政区域内人口



(2) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

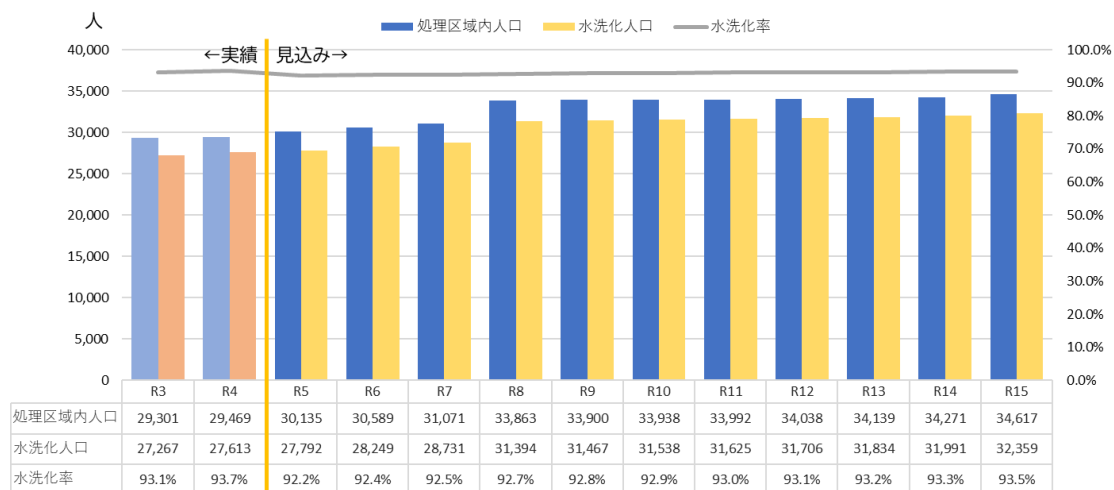
処理区域内人口は、整備事業の進捗に伴い処理区域面積が増加するため、計画期間である令和15（2033）年度末の処理区域内人口は、令和4（2022）年度実績に比べ1.17倍の34,617人と予測、普及率は72.7%を目標としました。

図 3-2 処理区域内人口と普及率



水洗化人口は、処理区域の整備拡大に伴い増加、令和 8 年度には結城第一工業団地繁昌塚南地区の造成完了による増加を見込みました。

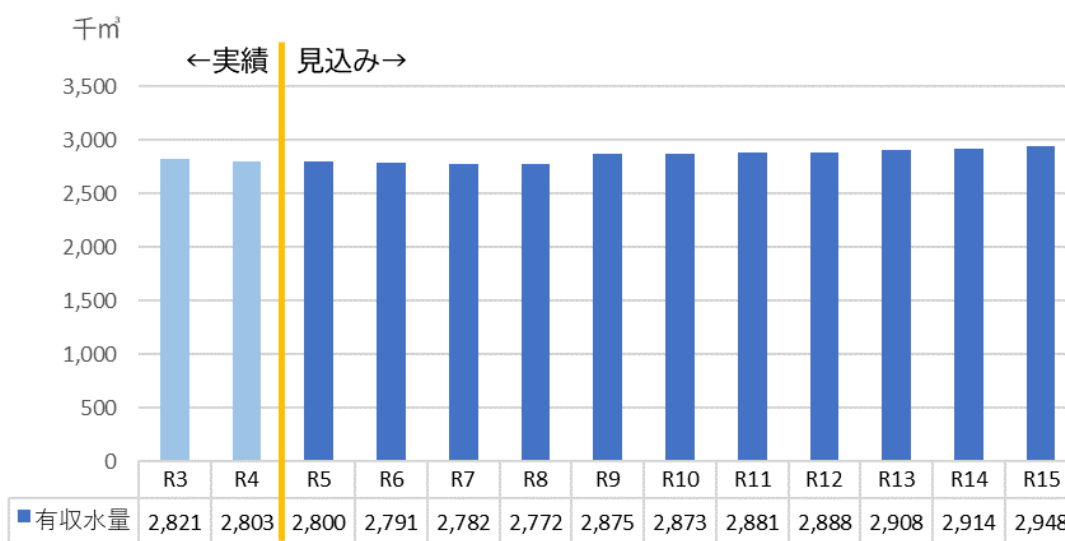
図 3-3 水洗化人口と水洗化率



(3) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口に一人当たり有収水量を掛けることで予測しました。近年の一人当たり有収水量は減少傾向にあるため、令和 8 年度まで減少する見込みですが、令和 9 年度以降は、結城第一工業団地繁昌塚南地区の接続などにより、水洗化人口の増加に合わせ増加に転じると予測しました。

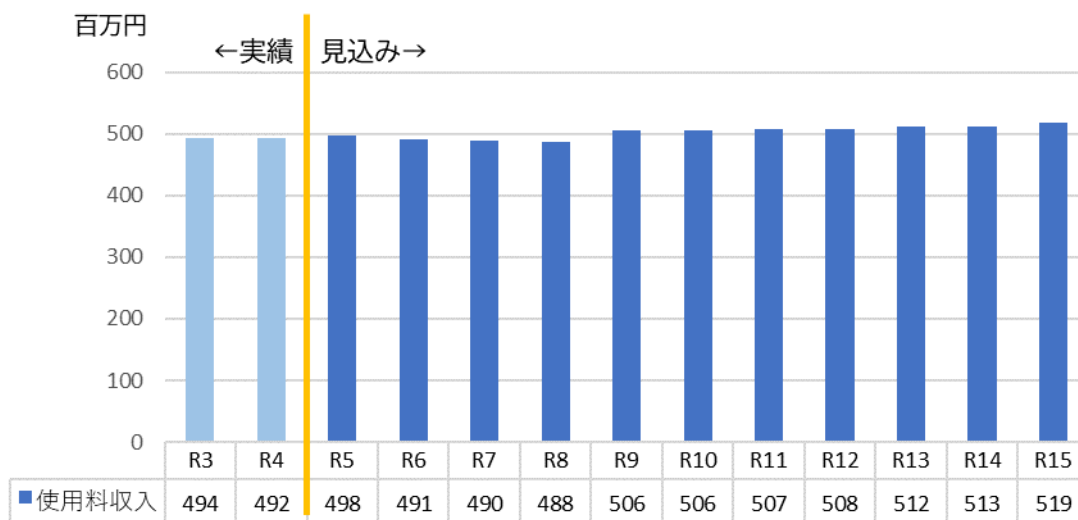
図 3-4 有収水量の予測



(4) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しについては、前述(3)有収水量の予測値に、令和3年度から令和5年度の有収水量1㎡当たりの使用料収入(使用料単価)の平均値を乗じて予測しました。

図 3-5 使用料収入の予測



(5) 施設の見通し

本市の公共下水道事業の供用開始は昭和53年度であり、現時点では法定耐用年数を超える管渠はありませんが、令和10年度には50年を経過し更新時期を迎えることになります。耐用年数に合わせて更新を実施した場合、特定の年度に多額の投資が集中して発生することが予想されます。また、管渠の法定耐用年数は50年ですが、30年を経過すると道路陥没の危険性や不明水浸入の増加等が危惧されます。そのため、施設計画は「新規整備」と平行して「維持管理」の段階へ移行することとなり、今後はストックマネジメント計画に基づく調査を行い、計画的に修繕や更新をすることで、長寿命化及び投資の平準化を図っていきます。

(6) 組織の見通し

本市の公共下水道事業を支える組織については、水道課への使用料徴収事務の委託や、下水浄化センター、ポンプ場及びコンポストセンターの包括的民間委託の実施による業務の合理化、令和2年度からは地方公営企業法の適用及び農業集落排水事業の統合による組織のスリム化・効率化を図ってきました。

一方で公共下水道事業の適正な運営を維持していくにあたっては、普及拡大と併せて、処理場に加え、ポンプ場や管渠の改築更新も見込まれるため、業務量の増加に対応できる人財の確保と育成も課題となっており、安定した組織の構築に伴う適正人員について継続的に検討します。

4 経営の基本方針

結城市総合計画に定める将来都市像「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」を実現するため、重要な都市基盤の一つである下水道施設の普及促進を図るとともに、限られた財源の中、長期にわたり維持管理していくために、本市の下水道事業の現状と課題及び将来の事業環境を踏まえ、次の項目を基本方針とします。

1 計画的な投資

下水道施設については、茨城県生活排水ベストプラン及びストックマネジメント計画等に基づき効率的な整備・改築更新を行います。

2 適正な維持管理

管路・処理場・ポンプ場・マンホールポンプ等施設については、ストックマネジメント計画で作成したシナリオに基づいて、点検調査・修繕改築工事を実施する計画とします。また、更正工法による長寿命化や、定期的な点検等により老朽箇所の早期発見や補修を実施するなど、予防保全型の対策により施設の長寿命化を図っていきます。

3 安定した経営基盤の確立

令和 2 年度より地方公営企業法を適用したことにより、財政状況及び経営状態が明らかになり、適切な経営方針や経営計画の策定が可能となりました。計画と実績を比較・分析し、必要に応じて見直しを行うことにより、経営の健全化を推進していきます。

4 使用料の適正化

人口減少にともなう使用料収入の減収、施設の老朽化による修繕・更新に備え、経費の徹底的な見直しを図ったうえで、使用料の適正化について検討を行います。

5 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資計画

① 投資の目標

目 標	管渠については、未普及エリアの解消に向け整備を行い、令和 15 年度に処理区域内人口 34,617 人、長期試算では令和 35 年度に処理区域内人口 41,528 人、普及率 94.6%を目標とします。
-----	---

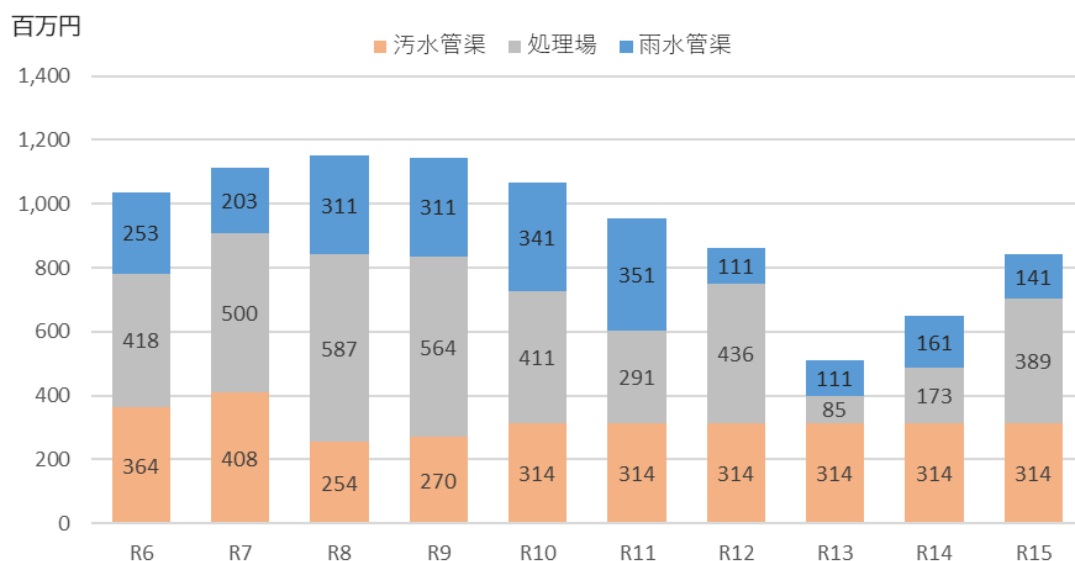
② 投資計画

収支計画に反映した取組みとして、計画期間内の投資額は、本計画に基づき下記の事業を実施する予定です。計画期間の事業費の総額として約 9,329 百万円を見込んでおります。

表 5-1 計画期間に実施予定の主な事業

事業名	事業費	事業内容
雨水管渠建設改良費	2,296 百万円	雨水対策として逆井調整池の整備を予定
処理場建設改良費	3,855 百万円	ストックマネジメント計画に基づき、処理場等の設備更新を予定
污水管渠建設改良費	3,178 百万円	結城第一工業団地繁昌塚南地区に係る整備を予定

図 5-1 計画期間の投資計画



(2) 財政計画

① 投資計画及び財政目標達成に必要な財源の確保

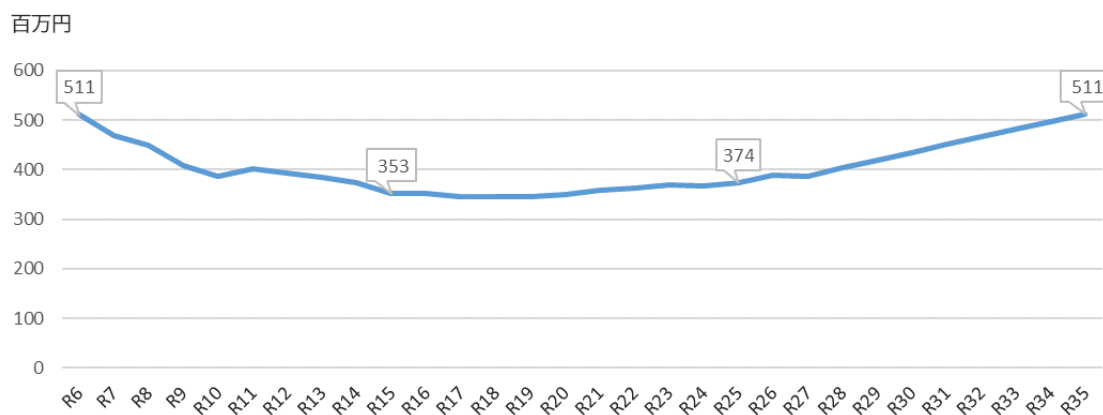
投資計画の実施に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、投資の合理化によって投資費用の圧縮を図るとともに、経営の効率化によって事業運営にかかる経常的なコストの削減を図ることが必要となります。

投資の合理化や経営の効率化を図っても、なお不足する財源を確保するためには、公営企業は独立採算制を経営の基本原則とすることを踏まえ、料金の見直しや企業債の発行を検討する必要があります。

② 目標設定

目 標	安定した経営のため、経常収支比率を 100%以上で維持すること、経費回収率を現在の水準で維持することを目標とします。投資に必要な財源の確保にあたり、財源の約 4 割を占める企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努めます。
-----	--

図 5-2 元利償還金の推移



③ 財源の試算方法

◇ 使用料収入

使用料収入は、令和 3 年度から令和 5 年度の有収水量 1 m³あたり使用料収入（使用料単価）の平均値に、予測有収水量を乗じて推計しました。

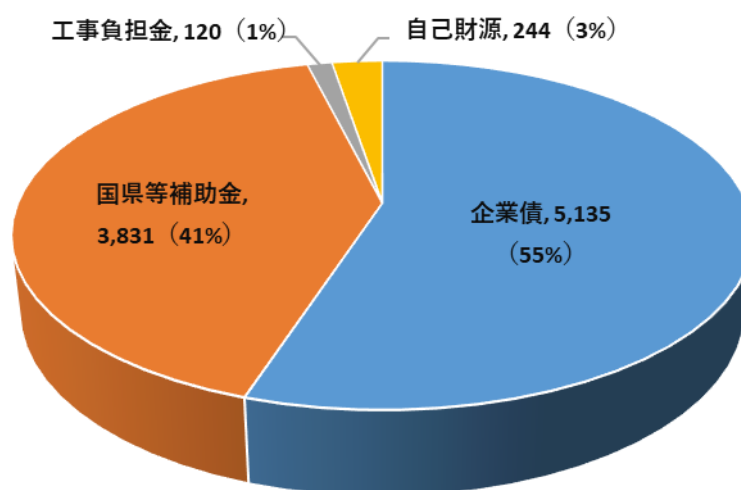
◇ 一般会計繰入金（他会計負担金、補助金）

収益的収入については、雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費、下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費の支払利息等を算定しました。資本的収入については、下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費の元金償還金分を繰り入れました。

◇ 建設改良費の財源

建設改良費の財源については、補助事業・単独事業の見込みを作成し、財源を積上げ試算しました。その内訳は、企業債 55%、国県等補助金 41%、工事負担金 1%、自己財源 3%を見込みます。

図 5-3 計画期間の建設改良費財源内訳



④ その他の試算条件

◇ 職員給与費（基本給・その他）

令和 5 年度の予算額に人事院勧告のベースアップを見込み算出しました。

◇ 光熱水費、委託料、動力費

令和 5 年度の予算額及び見込値に物価上昇率を見込み算出しました。

◇ 企業債償還金・支払利息

既存企業債については、企業債償還予定表より算定しました。新規発行債については、下水道事業債は期間 40 年、据置期間 5 年、元利均等償還、金利 1.3%、特別措置分は期間 15 年、据置期間 3 年、元金均等償還、金利 0.4%として試算しました。

◇ 減価償却費、長期前受金戻入

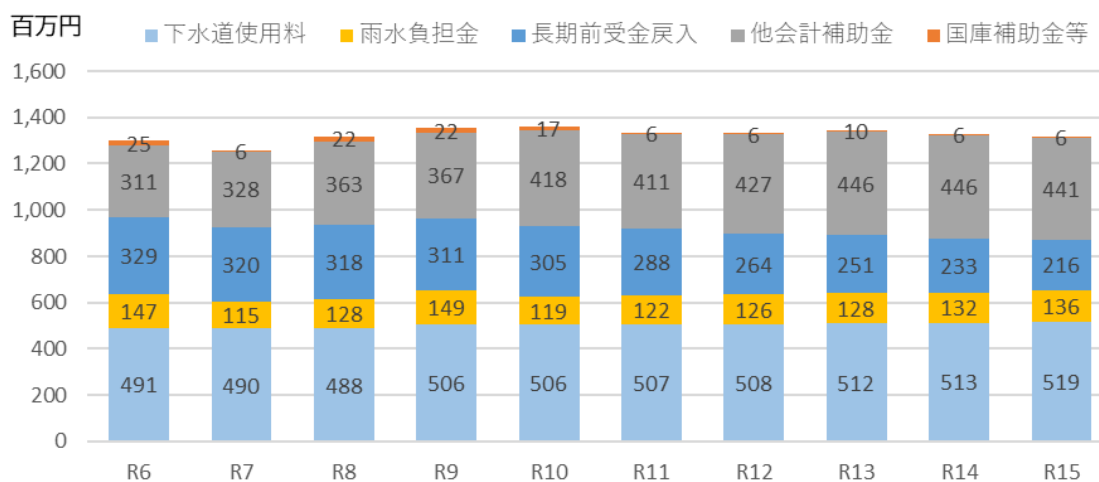
現況資産は予定額により算定しました。新規取得資産は建設改良費に基づき、法定耐用年数は、構築物（管渠）50 年、処理場施設（機械装置）15 年として算出しました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）

① 収益的収支

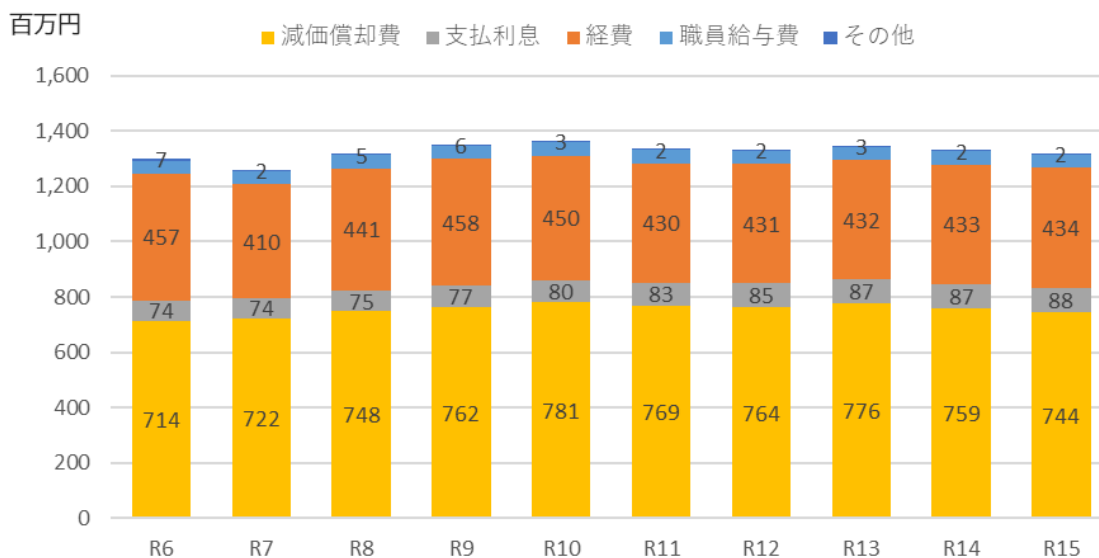
収益的収入としては、下水道使用料収入や他会計負担金（雨水処理負担金）、他会計補助金、国庫補助金に加えて、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化する長期前受金戻入があります。

図 5-4 収益的収入の推計



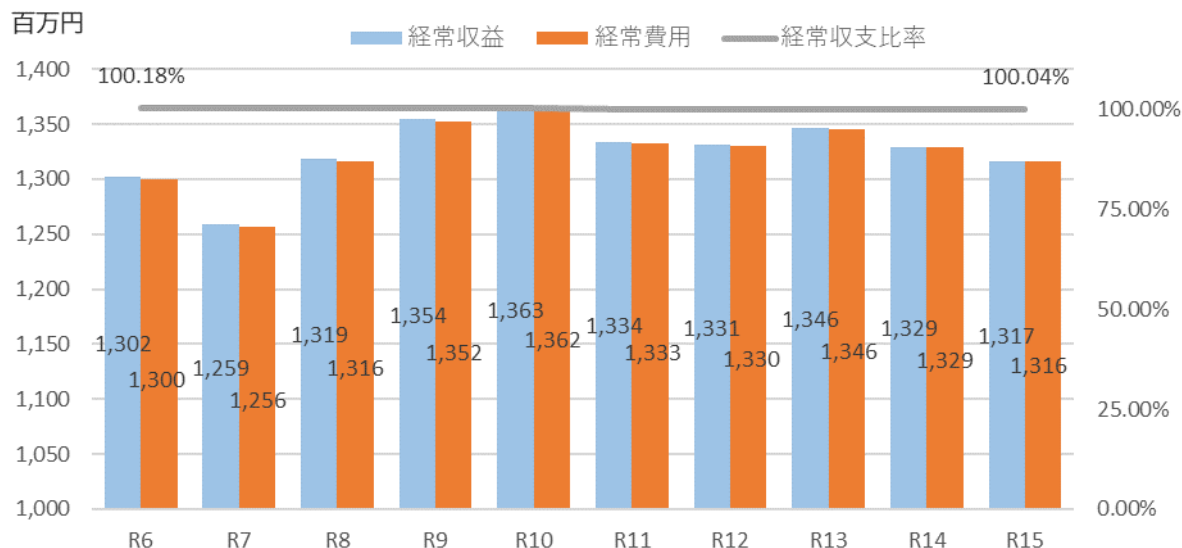
収益的支出としては、職員給与費、動力費・修繕費等の経費、支払利息のほかに、資産の減価償却費等があります。

図 5-5 収益的支出の推計



収益的収支の収入においては、維持管理費を下水道使用料及び国庫補助金等により賄える見込みとなっており、一般会計からの基準外繰入金に頼らずに、経常収支比率が100%を超える水準を維持できる見通しです。

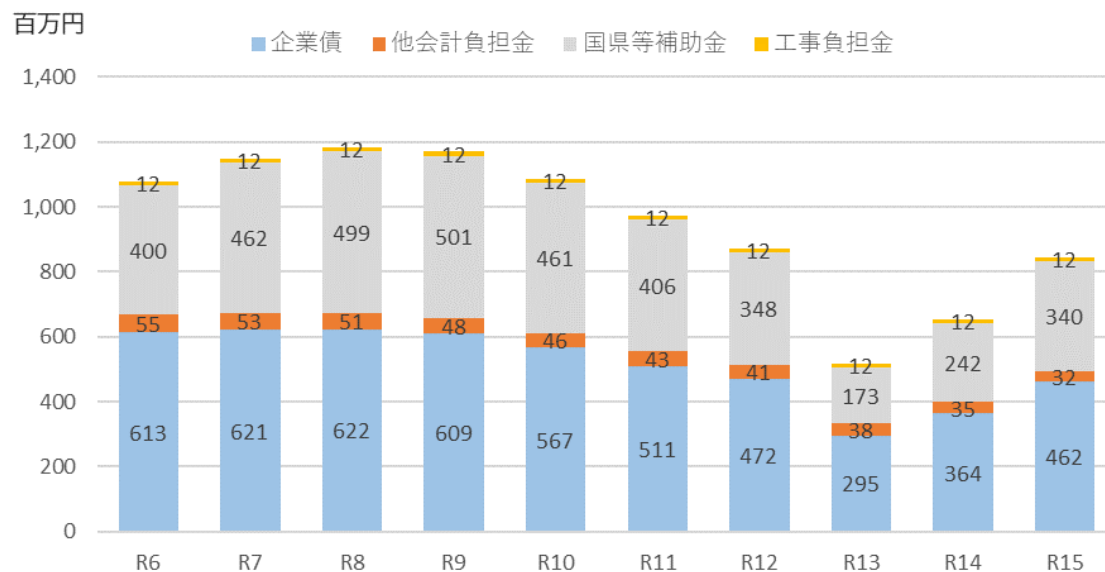
図 5-6 経常収支比率



② 資本的収支

資本的収入としては、建設改良費の財源である国県等補助金、企業債、受益者負担金及び企業債償還金の財源として一般会計からの繰入金があります。一般会計からの繰入金は、下水道事業債(特別措置分)の元金償還金の財源となります。

図 5-7 資本的収入の推計



資本的支出としては、投資計画において見込んだ建設改良費の他に、企業債償還金があります。企業債残高については、償還額よりも起債額の方が大きいため、令和6年度56億9千9百万円から令和15年度には73億4千万円まで増加する見込みです。

図 5-8 資本的支出の推計

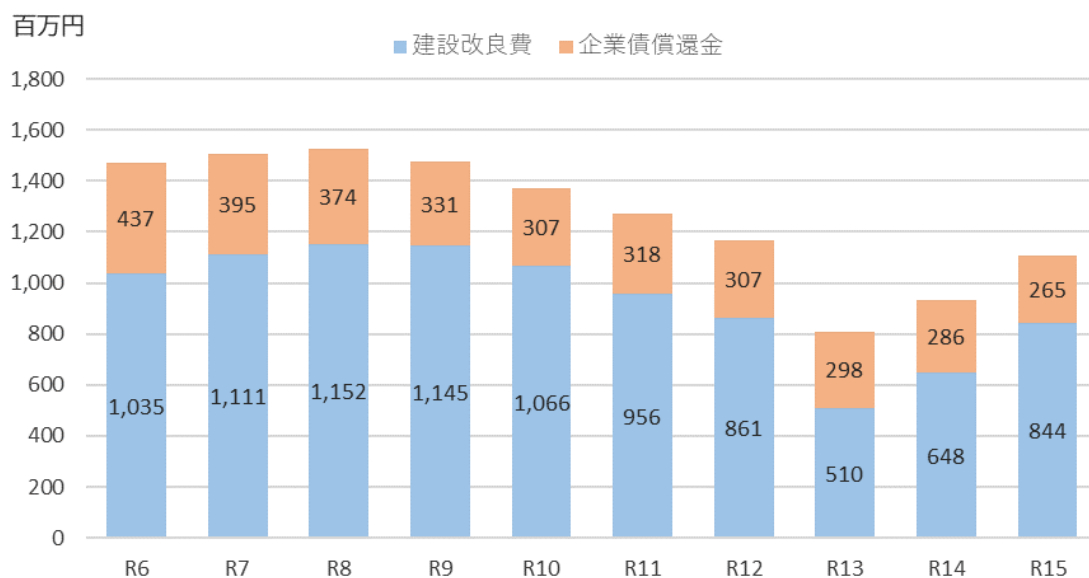
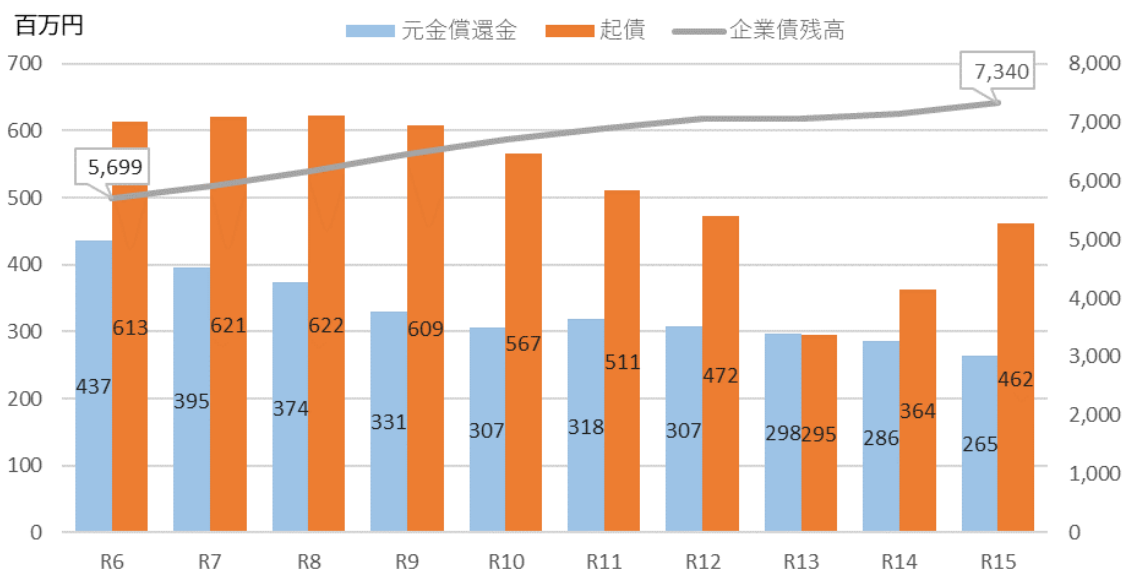


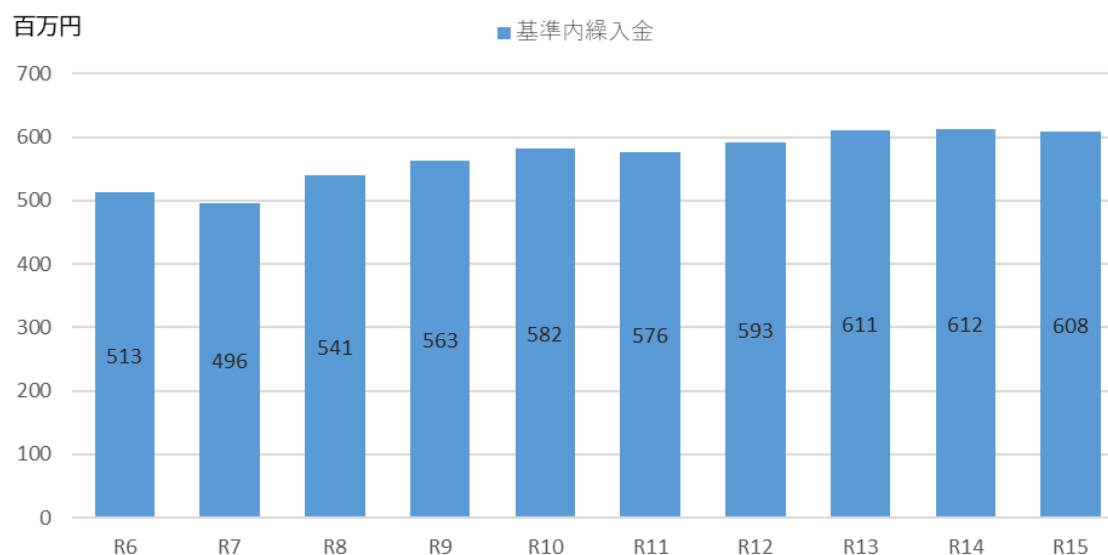
図 5-9 企業債残高の推計



③ 経営の健全性・効率性

一般会計からの繰入金は、基準外の繰入金企業が企業債償還金の減少に伴い遞減され、計画期間内は基準内繰入金による経営となります。繰入金の合計は、令和6年度時点において5億1千3万円から令和15年度には6億8百万円と増加する見込みです。「分流式下水道に要する経費」が整備拡大、改築更新の進行により増加する見込みです。また、近年、雨の降り方が「局地化」「集中化」「激甚化」する傾向にあり、雨水対策の必要性から雨水管渠や調整池の整備により「雨水処理に要する経費」が増加する傾向にあります。

図 5-10 繰入金の推計



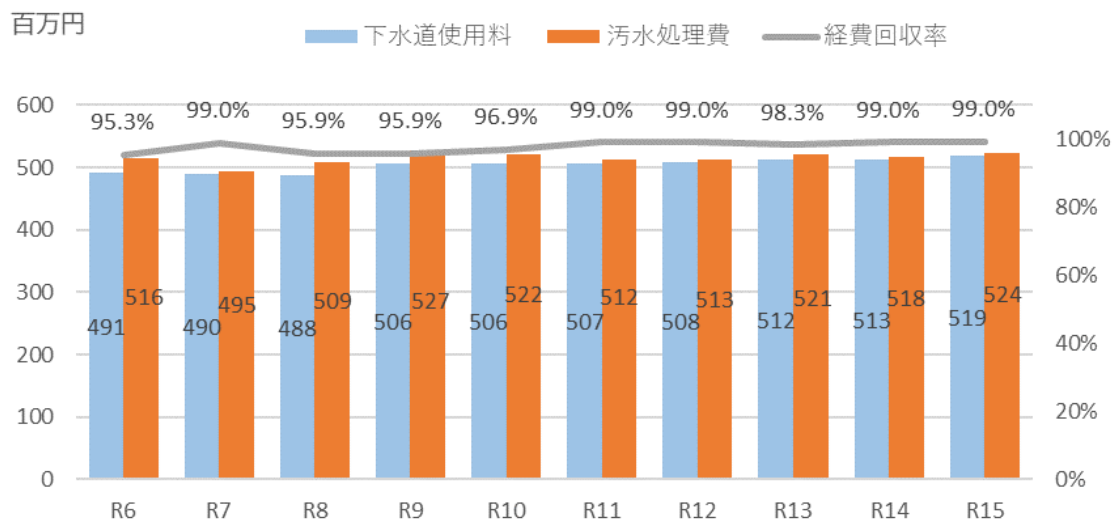
地方公営企業繰出金とは、地方公営企業の性質上、企業の収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について、「繰出基準」として総務省より通知されるものです。

下水道事業に対する繰出基準より抜粋

1. 雨水処理に要する経費
2. 分流式下水道等に要する経費
3. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
4. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
5. 不明水の処理に要する経費
6. 地方公営企業法の適用に要する経費
7. 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

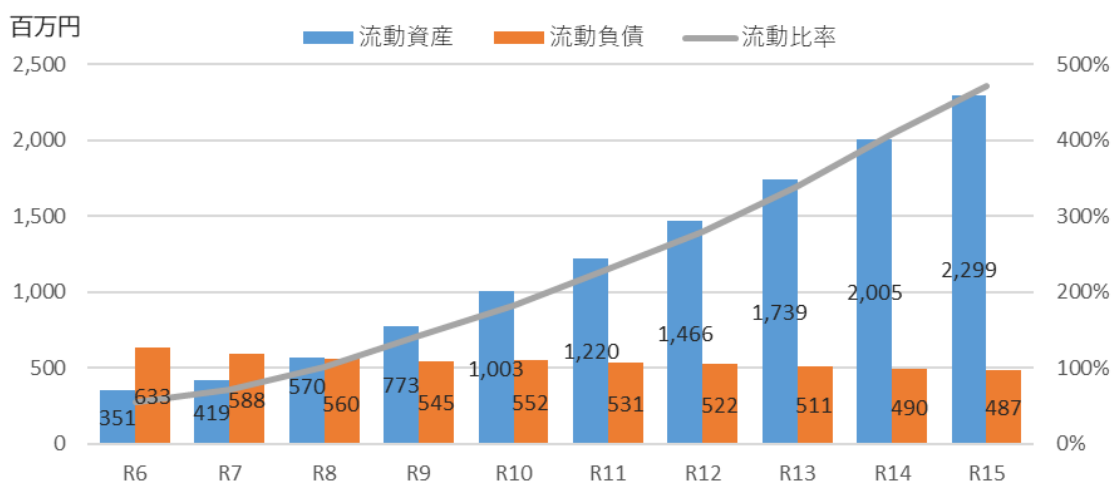
経費回収率は、ほぼ 100%に近い数値を維持できる見込みです。汚水処理費の一部を使用料以外の収入である国庫補助金で賄っているため、100%を下回りますが、概ね使用料で賄われているといえます。

図 5-11 経費回収率



流動比率は、主に補てん財源の増加により年々上昇し、令和 8 年度には 100%を超える見込みです。一般会計からの繰入金、企業債残高、今後の資産改築更新費用等に留意しながら、流動比率のバランスをとり安全性を確保していきます。

図 5-12 流動比率



(4) 投資・財政計画の総括

投資・財政計画により、計画期間において必要な投資を実施した場合、収支バランスの維持を図るためには、一般会計からの基準内の繰入金が必要となりますが、当面は安定した経営が維持できる見込みです。

しかしながら、管渠施設が耐用年数を迎える時期に来ており、施設の老朽化に伴う更新投資の増大が今後の重大な課題です。ストックマネジメント計画で設定したシナリオに基づき、投資と財源の平準化を図りつつ、緊急度の高い施設を優先的に更新していくこととなりますが、今後の需要予測の動向により必要な投資の状況も変化します。長期的には、人口減少に伴う使用料収入減少の可能性や、補助金等の動向を考慮し、更なる経営の合理化や効率化、財源の確保に取り組みつつ、適宜、経営戦略を見直していく必要があります。

令和4年1月25日付け総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を参考に原価の算定を行いました。「投資・財政計画計上額」は、算定期間を令和8年度から令和11年度までの4年間の平均値としています。算定の結果、対象経費に対する料金収入（現行料金）の割合が約95%となります。

更に、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化や耐震化等により増大することが見込まれます。使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実態資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用を「資産維持費」として確保することが必要と考えられます。

表 5-2 投資・財政計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度		本年度 2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度	2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)										
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	597,112	605,931	638,260	604,970	616,123	655,059	624,715	629,660	634,626	640,577	645,032	655,281
	(1) 使用料収入	492,285	497,789	491,267	489,656	487,914	505,920	505,676	507,071	508,369	511,820	512,939	518,840
	(2) 他会計負担金	104,312	107,699	146,550	114,871	127,766	148,696	118,596	122,146	125,814	128,314	131,650	135,998
	(3) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) その他	515	443	443	443	443	443	443	443	443	443	443	443
	2. 営業外収益	620,723	689,137	664,220	653,766	702,474	699,321	738,560	704,426	696,260	705,749	684,453	661,393
	(1) 補助金	274,669	344,583	335,504	333,170	383,880	388,009	433,848	416,419	431,721	454,502	451,078	445,738
	他会計補助金	270,945	325,833	311,254	328,170	362,880	366,509	417,848	411,419	426,721	445,502	446,078	440,738
	その他補助金	3,724	18,750	24,250	5,000	21,000	21,500	16,000	5,000	5,000	9,000	5,000	5,000
	(2) 長期前受金戻入	345,139	344,421	328,583	320,463	318,461	311,179	304,579	287,874	264,406	251,114	233,242	215,522
(3) その他	915	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133	
収入計 (C)	1,217,835	1,295,068	1,302,480	1,258,736	1,318,597	1,354,380	1,363,275	1,334,086	1,330,886	1,346,326	1,329,485	1,316,674	
支 出	1. 営業費用	1,129,923	1,210,828	1,218,668	1,180,146	1,236,477	1,268,464	1,278,124	1,247,284	1,242,782	1,256,010	1,239,801	1,226,068
	(1) 職員給与	43,197	47,401	47,440	47,479	47,517	47,558	47,597	47,637	47,675	47,717	47,754	47,794
	基本給	30,993	33,422	33,455	33,489	33,521	33,556	33,590	33,623	33,657	33,691	33,724	33,757
	退職給付												
	その他	12,204	13,979	13,985	13,990	13,996	14,002	14,007	14,014	14,018	14,026	14,030	14,037
	(2) 経費	372,411	449,624	457,311	410,381	440,788	458,475	449,568	430,400	431,362	432,331	433,309	434,292
	動力費	55,177	77,273	55,582	56,249	56,699	61,854	62,287	62,723	63,162	63,604	64,050	64,498
	修繕費	43,737	50,499	60,583	60,613	60,583	81,522	81,492	81,522	81,522	81,522	81,522	81,522
	材料費	976	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
	その他	272,521	320,441	339,735	292,108	322,095	313,688	304,378	285,267	285,794	285,326	286,861	
(3) 減価償却費	714,315	713,803	713,917	722,286	748,172	762,431	780,959	769,247	763,745	775,962	758,738	743,982	
2. 営業外費用	84,789	81,288	81,436	76,214	79,724	83,762	83,553	85,442	87,528	89,740	89,108	90,030	
(1) 支払利息	81,416	75,637	74,364	74,059	75,196	77,362	80,372	83,252	85,330	87,169	86,892	87,806	
(2) その他	3,373	5,651	7,072	2,155	4,528	6,400	3,181	2,190	2,198	2,571	2,216	2,224	
支出計 (D)	1,214,712	1,292,116	1,300,104	1,256,360	1,316,201	1,352,226	1,361,677	1,332,726	1,330,310	1,345,750	1,328,909	1,316,098	
経常損益 (C)-(D) (E)	3,123	2,952	2,376	2,376	2,396	2,154	1,598	1,360	576	576	576	576	
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	3,123	2,952	2,376	2,376	2,396	2,154	1,598	1,360	576	576	576	576	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	6,573	9,525	11,901	14,277	16,673	18,827	20,425	21,785	22,361	22,937	23,513	24,089	
流動資産 (J)	290,657	307,007	350,950	419,458	569,892	772,576	1,003,375	1,220,318	1,465,828	1,738,675	2,004,640	2,299,240	
うち未収金	96,704	98,132	103,367	97,976	99,782	106,088	101,174	101,975	102,779	103,743	104,464	106,124	
流動負債 (K)	646,632	670,703	632,730	588,054	560,128	545,120	552,226	531,084	522,375	511,118	490,330	487,201	
うち建設改良費分	452,015	436,885	395,009	374,160	330,796	306,808	318,436	307,026	297,828	286,080	264,795	261,167	
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金	189,074	228,275	232,178	208,351	223,789	232,769	228,247	218,515	219,004	219,495	219,992	220,491	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	597,112	605,931	638,260	604,970	616,123	655,059	624,715	629,660	634,626	640,577	645,032	655,281	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
区 分		(決 算)	(決 算)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	286,300	626,800	612,900	620,500	622,400	609,000	566,500	511,200	471,950	295,000	363,550	461,650
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	92,184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	59,160	56,044	54,746	52,666	50,532	48,239	45,918	43,143	40,638	37,858	34,903	31,986
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	168,937	432,350	399,500	462,460	498,800	500,500	461,000	405,700	348,350	173,000	241,550	339,650
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	12,485	9,032	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	619,066	1,124,226	1,079,146	1,147,626	1,183,732	1,169,739	1,085,418	972,043	872,938	517,858	652,003	845,286	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 計 (A)-(B) (C)	619,066	1,124,226	1,079,146	1,147,626	1,183,732	1,169,739	1,085,418	972,043	872,938	517,858	652,003	845,286	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	543,917	1,079,416	1,035,470	1,111,221	1,151,935	1,145,368	1,066,400	955,834	861,167	510,499	647,633	843,867
	うち 職員給与費	31,005	32,876	32,910	32,941	32,975	33,008	33,040	33,074	33,107	33,139	33,173	33,207
	2. 企 業 債 償 還 金	470,345	452,015	436,885	395,009	374,160	330,796	306,808	318,436	307,026	297,828	286,080	264,795
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,014,262	1,531,431	1,472,355	1,506,230	1,526,095	1,476,164	1,373,208	1,274,270	1,168,193	808,327	933,713	1,108,662	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	395,196	407,205	393,209	358,604	342,363	306,425	287,790	302,227	295,255	290,469	281,710	263,376	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	375,987	396,278	347,670	311,864	297,111	259,702	242,657	256,058	254,893	253,069	260,604	234,935
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	19,209	10,927	45,539	46,740	45,252	46,723	45,133	46,169	40,362	37,400	21,106	28,441
計 (F)	395,196	407,205	393,209	358,604	342,363	306,425	287,790	302,227	295,255	290,469	281,710	263,376	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	5,348,683	5,523,468	5,699,483	5,924,974	6,173,214	6,451,418	6,711,110	6,903,874	7,068,798	7,065,970	7,143,440	7,340,295	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
区 分		(決 算)	(決 算)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分		375,257	433,532	457,804	443,041	490,646	515,205	536,444	533,565	552,535	573,816	577,728	576,736
	うち 基準内繰入金	375,257	433,532	457,804	443,041	490,646	515,205	536,444	533,565	552,535	573,816	577,728	576,736
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		151,344	56,044	54,746	52,666	50,532	48,239	45,918	43,143	40,638	37,858	34,903	31,986
	うち 基準内繰入金	59,160	56,044	54,746	52,666	50,532	48,239	45,918	43,143	40,638	37,858	34,903	31,986
	うち 基準外繰入金	92,184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		526,601	489,576	512,550	495,707	541,178	563,444	582,362	576,708	593,173	611,674	612,631	608,722

表 5-3 原価計算表

供用開始年月日 昭和 53年 11月 1日
 処理区域内人口 29,469 人
 (令和5年3月31日現在)
 計算期間 自 令和 8年 4月
 至 令和 12年 3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 492,285	千円 501,645	千円	千円 501,645
そ の 他	725,550	840,939		840,939
合 計	1,217,835	1,342,584	0	1,342,584

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	3,626	3,715	0	3,715
	諸 手 当	1,692	1,915		1,915
	福 利 費	1,416	1,483		1,483
	修 繕 費	7,600	39,621	1,641	37,980
	材 料 費	976	1,411		1,411
	委 託 料	10,010	37,109	12,966	24,144
	そ の 他	820	919	867	52
小 計	26,141	86,172	15,474	70,698	
処理場費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	2,450	2,461	246	2,215
	諸 手 当	861	930	93	837
	福 利 費	605	697	70	627
	動 力 費	55,177	60,891	19,928	40,962
	修 繕 費	34,294	36,364		36,364
	委 託 料	204,463	205,337		205,337
	そ の 他	446	115		115
小 計	298,296	306,795	20,337	286,457	
一般管理費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	15,208	16,525	821	15,704
	諸 手 当	10,352	11,699	585	11,114
	福 利 費	6,985	8,265	413	7,852
	委 託 料	41,905	36,512		36,512
そ の 他	8,330	30,493		30,493	
小 計	82,780	103,493	1,819	101,675	
資本費	支 払 利 息	81,416	79,046	72,828	6,217
	減 価 償 却 費	714,420	765,202	702,729	62,473
	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	795,836	844,248	775,557	68,690	
合 計 (Y)	1,203,052	1,340,707	813,187	527,520	

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	527,520

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.95$

<使用料水準についての説明>

結城市では、4年に1度使用料改定の検討を行っていることから、令和8年度から令和11年度の4年間の平均値で原価計算を行いました。4年間平均値における経費回収率は95%ですが、対象費用の一部を国庫補助金で賄っていることから、概ね使用料で対象経費を賄っていると判断できます。そのため、今の使用料水準は適正であるといえます。

6 経営健全化に向けた今後の取組み

(1) 投資についての検討・取組み

◇広域化・共同化・最適化

茨城県が策定する「茨城県汚水処理事業広域化・共同化計画」に参画し、広域化・共同化について、本市として最適な広域化・共同化の形態について研究を行い、農業集落排水施設の統合の検討を実施します。

◇投資の平準化

ストックマネジメント計画により、適切な点検・調査を実施し、緊急度の高い施設から優先的かつ計画的に改築・更新を行い、投資の平準化を進めます。また、予防保全型の維持管理に努め、耐用年数の延伸とライフサイクルコストの縮減を図ります。

◇民間活力の活用（PPP/PFI など）

本市では、これまでも水道部局への使用料徴収等の委託や、処理場・ポンプ場及びコンポストセンターの運転管理において包括的民間委託を実施することにより、業務の効率化を図ってきました。今後もこれらの委託を継続していくとともに、下水道施設の調査・改築・維持管理の最適な手法を、他市町村の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担や、利害得失（リスク及びメリット）を研究します。

(2) 財源についての検討・取組み

◇使用料

投資・財政計画の策定の結果として、計画期間中の経費回収率は、ほぼ 100%に近い数値を示しており、当面は安定した経営が維持できる見込みです。そのため、計画期間内においては使用料の改定は不要としています。しかしながら、現状見込む物価上昇以上の費用増加や、景気低迷に伴う使用料の減収等、予測どおりとならないことも考えられます。そのため、毎年度経営指標により計画との乖離を把握し、経費回収率の見込みの修正を図ります。そのうえで、現状行っている 4 年に 1 度の使用料改定の検討時に、必要に応じて改定を行う方針とします。

◇資産活用による収入増加の取組み

該当する資産はありません。

◇水洗化率の向上に向けた取り組み

経費回収率を現状の水準で維持するため、より水洗化率を向上させ、使用料の増収を図る必要があります。整備区域における現在未水洗化となっている世帯に対して、毎年戸別訪問等の接続促進活動を実施します。また、引き続き、「結城市公共下水道接続支援事業補助金」制度の活用を含めて理解を促し、水洗化の一層の推進を図ります。

◇一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、令和4年度まで基準外繰入金があったものの、令和5年度以降は基準外繰入金に頼らず経営を行っていくことを目標とします。基準内繰入金については、適切に算定を行い、一般会計と調整を行いながら、事業の財源としていきます。

(3) 投資以外の経費についての検討・取組み

◇職員給与費

公共下水道事業の適正な運営を維持していくにあたっては、普及拡大と併せて、処理場に加え、ポンプ場や管渠の改築更新も見込まれるため、業務量の増加に対応できる人財の確保と育成も課題となっており、安定した組織の構築に伴う適正人員について継続的に検討します。

◇動力費

動力費は、エネルギー等の調達手段の比較検討によって経費削減に取り組んでおりますが、今後も引き続き検討します。また、不明水対策の実施により、動力費の削減に努めます。

◇修繕費

ストックマネジメント計画による計画的な修繕を行い、故障等を未然に防ぎます。また、トータルコストの削減、支出の平準化に努めます。

◇委託料

民間への包括委託を中心に委託業務の内容を随時見直し、円滑かつ適正な業務委託により経営の効率化を図ります。なお、薬品費は下水浄化センターの包括的民間委託に含まれています。

◇不明水対策

管渠への不明水の流入対策等により、汚水処理費の削減に努めます。これまで行ってきた管路施

設等損傷点検調査に併せ、令和 5 年度より雨天時浸入水調査を継続して行い、不明水の具体的な流入箇所の特定、原因把握に取り組み、その結果を基に汚水施設の維持補修を実施します。

◇その他の取組

下水道法に定められた特定施設については、排水処理施設等の審査を行うとともに、立入検査等の監視・指導を実施し、排水が排水基準に適合しているかを検査します。公共用水域の水質保全のため、検査の充実を図ります。

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

(1) 経営戦略の進捗管理

今回策定した「経営戦略」については今後、P D C Aサイクル（計画（Plan）—実行（Do）—評価（Check）—見直し（Action））により、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を行い、目標を達成していない場合は、その原因調査と対策を図り、経営健全化や財源確保に関する取組に反映させていきます。大きな乖離が認められた場合には、次に示す経営戦略の見直しを待たずに、全体的な見直しや再検討を実施します。

図 7-1 P D C Aサイクル



(2) 経営戦略の見直し

公共下水道事業の経営戦略は、社会情勢の変化や使用料改定を踏まえて5年毎に見直す方針とし、次回は令和10年度に改正する予定とします。

図 7-2 経費回収率向上に向けたロードマップ

取組内容	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年
公共下水道の整備拡大	未普及エリアの整備 R14年時点下水道普及率71.7%									
使用料水準の適正化検討		▶				▶				▶
ストックマネジメント計画更新		▶					▶			
経営戦略改定					▶					▶
事業計画変更策定			▶							

結城市公共下水道事業経営戦略

令和 6 年 2 月

結城市下水道課